

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、区は都と連携し、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

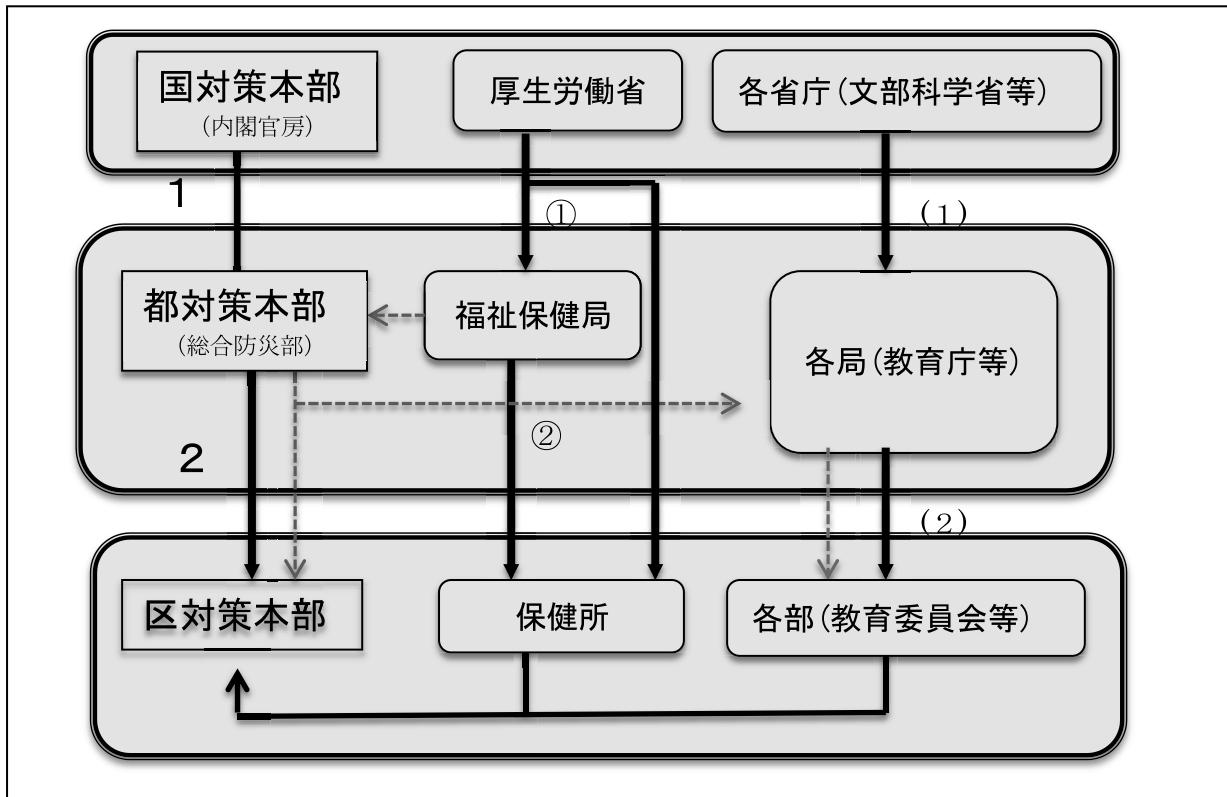
区民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 国や都からの情報提供と府内での情報共有

新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、区民の不安が非常に大きくなる。このため、区民に対し、WHOや国・都からの情報を区民へ正確に伝える必要がある。

国や都からの情報は各対策本部からの情報の他、各省庁、各局から区の担当所管あてに通知される。各所管課で受けた情報は全府LANを活用すると共に、対策会議や対策本部会議を通じて府内で情報共有を図る。

○新型インフルエンザ等に関する国から区への情報の流れ（国の通知等）



1 → 2 内閣官房からの情報の流れ

① → ② 厚生労働省からの情報の流れ

(1) → (2) その他の省庁からの情報の流れ

-----> 重要な情報は、複数ルートで提供される。

(3) 区民・事業者

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないよう、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと等、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、区や都からの情報に従って医療機関の受診をする等、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、ホームページやツイッターの他、町会回覧や掲示板等多様な手段により、迅速に情報提供する。ホームページについては、新型インフルエン

ザ等対策の特設ページを開設して、情報を集約して掲載する。

発生段階に応じて、あるいは緊急事態宣言や都の発表等を受けて、必要に応じてホームページに区長コメントを発表し、予防策の徹底などを呼び掛ける。

また、報道機関からの問い合わせに的確に対応し、必要に応じて報道発表を行う。

区内在住又は滞在する外国人に対しては、3カ国語に対応している区のホームページを活用する他、都や関係団体等の協力を得て、情報提供する。

高齢者や障害者に対しては、民生委員、福祉事業所などの協力を得て情報提供する。

ウ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、公表の際は誹謗中傷及び風評被害を惹起しないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する範囲については、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A／H1N1）における個人情報の公表範囲を基本とし、公表する情報内容のレベルがばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。

○新型インフルエンザ（A／H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

(4) 観光客及び来街者

区内には国内外から多くの観光客や来街者が訪れており、感染拡大を防止するために観光客等への適切な情報提供が重要となる。

このため、発生時にはホームページや関係事業者の協力を得て、感染予防策の励行を呼び掛けると共に、区内の集客施設の利用に関する情報等を提供する。

(5) 医療機関等

平常時から、台東区健康危機管理連絡協議会^(※6)や感染症地域医療体制ブロック協議会^(※7)等を活用して情報の共有化を図るとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会や感染症指定医療機関^(※8)及び感染症診療協力医療機関^(※9)との緊急時情報連絡体制を構築する。

※6 台東区健康危機管理連絡協議会 医師会、歯科医師会、薬剤師会、区内警察署及び消防署を構成員として、大規模な食中毒や感染症等の健康危機事案発生時の区内関係機関の連携体制の構築を目的として平成18年度に設置した協議会。

※7 感染症地域医療体制ブロック協議会 感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会。

※8 感染症指定医療機関 感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関。都内10医療機関（平成25年8月現在）

※9 感染症診療協力医療機関 感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。都内82医療機関（平成25年8月現在））

(6) 関係機関・事業者団体等

平常時から新型インフルエンザ等に関する情報提供に努め、対策の推進を支援する。

発生時には発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などをファクシミリや電子メール等により情報提供し、各団体等での対応や傘下事業者への周知を依頼する。

3 区民相談

(1) 健康相談

今後新たに発生する新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、都の要請を受け、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを台東保健所に設置する。海外発生期から都内発生早期には、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う。夜間・休日においては、都が提供する場所において設置される都内各保健所共同の窓口にて24時間対応する。サーベイランスによる情報収集や分析が進み、病原性や感染力が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を変更するなど、弹力的な対応をとる。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛け、緊急事態が宣言され、都知事から施設の使用制限等の要請があった場合には、要請に応じるよう、あらかじめ周知をする。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会、試験等について、実施方法の変更や延期又は中止をする。

これら施設の利用等に関する問合せの他、新型インフルエンザ等の発生に伴う各部の所管業務に関する問い合わせについては、それぞれの部で対応するが、所管外の問合せに対して適切に問合せ先を案内できるよう、相談問合せ窓口一覧を作成し、区ホームページに公表する。各部に寄せられた区民からの相談や情報については、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るために時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

都内で発生した場合には、都は早い段階で都の集客施設及び都が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、都の関連団体や区市町村にも同様の取組を

実施するよう協力を依頼する。

また、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示する。

区はこれらの協力依頼や要請がなされた場合は円滑に実施されるよう協力をを行うと共に、区施設や区主催のイベント等での感染予防策を率先して実施する。

○都対策本部から感染拡大防止策についての協力依頼（特措法第24条）

- ①都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ②都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③都の関連団体、委託業者及び関係機関への同様の取組を依頼
- ④事業者に感染拡大防止策への協力を依頼

○緊急事態宣言時の都知事による対応（特措法第45条）

- ⑤施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 水際対策

発生時には、国が空港及び港で検疫を行い、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合は隔離措置が、感染者の濃厚接触者等には停留措置が実施される。

また、東京港での検疫は、都が港湾管理者として東京検疫所や海上保安部と調整し、着岸ふ頭が決定される。東京港関係者に検疫所から情報が提供された場合、ふ頭外への感染者の流出を防止するため、出入管理が強化される。

区は、海外渡航者に対し、国の感染に係る注意情報等の注意喚起を行うとともに、国や都の水際対策に協力する。

(2) 個人対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生時には、保健所は当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(3) 学校・社会福祉施設等における対応

ア 小中学校、幼稚園及び保育施設

保護者に対して、発熱や咳等の症状がある場合は登校(園)しないこと等について注意喚起すると共に、施設内で患者が発生した場合に備えて保護者との連絡体制を確認する。

発生時には、学校医・園医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。私立の幼稚園や保育施設についても、適宜新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、区立施設と同様の対応をとるよう要請する。

【新型インフルエンザ等の疑い又は罹患が診断された幼児・児童・生徒への対応】

保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

【集団発生がみられた場合】

発症者の状況確認、健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

【区内の施設での流行が確認された場合】

施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立小中学校、幼稚園、保育園等の閉鎖について検討する。

イ 社会福祉施設等

区立施設については、利用者や施設職員等の感染予防策の励行、発熱や咳等の症状がある場合の利用制限等を徹底し、必要に応じて、臨時休業などの措置をとる。民間施設については、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

(4) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、区民や事業者に対して発生時にこれら感染拡大防止策について協力を求めることを周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が区民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、都知事が施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

イ 区の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区の関連団体、委託業者及び関係機関に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン^(※10)とパンデミックワクチン^(※11)の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

○ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

○ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員
登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として接種が実施される。

区は、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる区職員に対して、原則として集団的接種により特措法第28条に基づく接種を行う。

※10 プレパンデミックワクチン 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

※11 パンデミックワクチン 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種を行うこととなる。（臨時接種）

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種を行うこととなる。（新臨時接種）

住民接種については、区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、区は接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

なお、国及び都は、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるとときは、医療関係者に対して、必要な協力の要請又は指示を行う。

○臨時接種と新臨時接種

	臨時接種	新臨時接種
実施する時期	緊急事態宣言が 行われている場合	緊急事態宣言が 行われていない場合
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
接種費用の自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)

○接種順位について

以下の4群に分類し、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部で決定する。

① 医学的ハイリスク者

- (1) 基礎疾患有する者
- (2) 妊婦

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者（65歳以上の者）

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

(2) 医療提供体制

ア 海外発生期から都内発生早期まで

海外発生期から都内発生早期までにおいては、限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、感染拡大を抑制し、医療機関全体の混乱を回避するとともに、他の医療機関が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間を確保する。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者を、あらかじめ指定された新型インフルエンザ専門外来^(※12)で診察する。専門外来で採取した患者の検体は、保健所が東京都健康安全研究センターに搬送し、ウイルス検査を行う。検査結果は、保健所を通して新型インフルエンザ専門外来に伝える。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、ウイルス検査の結果が陽性となった患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。検査結果が陰性であった患者については新型インフルエンザ専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者が、新型インフルエンザ相談センターからの案内を受け新型インフルエンザ専門外来での診察を受ける場合以外に、他の一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、新型インフルエンザ専門外来に指定されない一般医療機関においても、感染期には、新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておく。

イ 都内感染期

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さず、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。区は都と連携して流行段階に応じた医療機関の役割分担について区民をはじめ関係機関に周知する。

○発生段階ごとの医療提供体制

医療体制	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期	
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制		
外来			新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査実施)		陽 性	陰 性	すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)		
	入院		感染症指定 医療機関		一般医療機関への入 院又は自宅療養		・ 小児、重症患者受入 可能医療機関の確保 ・ 備蓄医薬品の放出	・ 特段の措置の要請 ・ 臨時の医療施設の活用	

※12 新型インフルエンザ専門外来 37 ページ参照

(3) 都による措置等

ア 医療等の実施の要請等

都知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるとときは、特措法第31条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができる。

ただし、当該要請等を行うに当たっては、有識者等の意見を聴取する等、慎重な判断を要することに留意すると共に、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ぼないよう必要な措置を講じることとされている。

イ 臨時の医療施設等

都知事は、新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響を最小限と出来るよう、区、医療機関、事業者及び区民等は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

区は国や都と連携し、生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援する。

区民に対しては、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 要援護者への支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。

ウ 清掃事業の継続とごみの排出抑制

発生時にはBCPに従って、可能な限り収集体制を維持する。感染の拡大により、

ごみ収集体制の維持が困難な場合は、区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請し、可燃ごみのみの収集へ移行する。

エ 指定(地方)公共機関への業務継続要請

都と連携し、区民生活を支えるライフライン事業者など、区内の指定(地方)公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう業務継続を要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かり易く周知するとともに、条例等に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、都と連携して遺体に対する適切な対応を行う。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や区民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

区で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、国から都を通じて行われる要請を受けて、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、都と連携し、相談窓口を設置するとともに緊急的な制度融資等を実施する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、区が実施している法に基づく許可や各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

(4) 区民の安全・安心の確保

警察や地域団体等と連携し、防犯活動の取組を強化する。

(5) 区政機能の維持

ア 事業継続計画の作成

新型インフルエンザ等が発生した場合、区民の生命と健康を守るために感染拡大防止対策を実施するとともに、区民生活に不可欠な行政機能を維持していく必要がある。しかし、職員の欠勤も最大4割が想定され、優先的に取り組むべき業務の実施が困難になることが想定される。

そこで、事業継続計画を別途定め、約2か月にわたる大流行期に人員が限られる状況においても、継続すべき業務が効果的に遂行できるよう必要な対策を進める。

(ア) 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時の区の業務を、発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。さらに、「通常業務」を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、区民の生命を守り、区民生活を維持するために必要不可欠な業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する、多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

(イ) 応援体制の整備

区対策本部は、各部における出勤状況を把握し、事業継続計画による人員計画を基に、必要に応じて区役所全体の人員調整を行う。

人員が不足する可能性の高い部署においては、応援要員に必要とされる条件や人数を明らかにし、候補者をあらかじめ確認しておく。また、応援要員がすみやかに業務を行えるよう、マニュアル等を整備しておく。

〈業務区分の考え方〉



イ 区施設での感染拡大防止策

区の施設で感染が拡大しないよう、必要に応じて申請窓口の受付方法や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼する。

また、区政の業務を継続していくためには、業務に必要な区職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

区自らが率先して、職員の健康管理や区庁舎内での感染拡大防止を実践し、区民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

区庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口やトイレに感染予防に関するポスターを掲示する。

都内で感染が拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要が生じた場合には、次の措置を講じる。

- 各種届出や申請等については、電話、郵送、FAX 等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応する。
- 来庁者への対応については、庁舎出入口の制限や動線の工夫等により、来庁者同士及び来庁者と職員の接触の機会を極力減らすよう努める。
- 不特定多数の来庁者等に接する職員はマスク等の個人防護具を着用する。
- 庁内会議は緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施する。
- 職員は自宅で検温して出勤することとし、発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底する。
また、配送業者等についても執務室への入室を制限する。
- 区庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対しても区職員と同様の感染防止策を要請する

ウ 職員の健康管理

区職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務運営に支障がないようにする。